

旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年旭医大達第 143 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後				現行			
(略)				(略)			
(授業料, 入学料及び検定料)				(授業料, 入学料及び検定料)			
第2条 授業料, 入学料及び検定料の額は, 次の表のとおりとする。				第2条 授業料, 入学料及び検定料の額は, 次の表のとおりとする。			
区分	授業料	入学料	検定料	区分	授業料	入学料	検定料
学部学生	年額 535,800円	282,000円	17,000円	学部学生	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院学生	年額 535,800円	282,000円	30,000円	大学院学生	年額 535,800円	282,000円	30,000円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円	研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円	科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円
特別聴講学生	1単位 14,800円	徴収しない	徴収しない	特別聴講学生	1単位 14,800円	徴収しない	徴収しない
特別研究学生	月額 29,700円	徴収しない	徴収しない	特別研究学生	月額 29,700円	徴収しない	徴収しない
2・3 (略)				2・3 (略)			
4 第1項の表に掲げる学部学生において, 本学学力検査出願受付後に <u>大学入学共通テスト受験科目</u> の不足等による出願無資格者であることが判明した場合の検定料の額については, 第1項の規定にかかわらず, 4,000円とする。				4 第1項の表に掲げる学部学生において, 本学学力検査出願受付後に <u>大学入試センター試験受験科目</u> の不足等による出願無資格者であることが判明した場合の検定料の額については, 第1項の規定にかかわらず, 4,000円とする。			

5～11（略）

（略）

附 則

この規程は、令和5年5月9日から施行し、改正後の第2条第4項の規定は、令和3年1月1日から適用する。

（略）

【改正理由】

大学入試センターが行う試験が大学入学共通テストに変更されたことに対応するため、所要の改正を行うものである。

5～11（略）

（略）

（略）